令和８年大和町議会３月定例会議会議録

令和８年３月４日（水曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５９分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、５番櫻井　勝君及び６番森　秀樹君を指名いたします。

日程第　２「議案第２２号　令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第　３「議案第２３号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第　４「議案第２４号　令和８年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第　５「議案第２５号　令和８年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第　６「議案第２６号　令和８年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第　７「議案第２７号　令和８年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第　８「議案第２８号　令和８年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第　９「議案第２９号　令和８年度吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第１０「議案第３０号　令和８年度大和町下水道事業会計予算」

日程第１１「議案第３１号　令和８年度大和町水道事業会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議案第22号　令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から日程第11、議案第31号　令和８年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、説明書124ページをお願いいたします。

議案第22号令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和８年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算でございます。

第１項歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,350万2,000円と定め、第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表によるものでございます。

第２条は一時借入金でございます。地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

130ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項１目国民健康保険税は、県から示された算定保険税総額を基に、低所得者層に対する軽減措置等を考慮し、予算措置したものでございます。前年度対比約2,200万円増となりますが、４節子ども・子育て支援納付金分を新たに措置しているところが大きな要因でございます。４節子ども・子育て支援納付金分については、子ども・子育て支援制度が令和８年度から施行されることに伴い、県算定の標準保険料率に基づき、新たに子ども・子育て支援の基準として課税することとしております。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和６年６月公布されたことに伴い、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和８年度から段階的に運用が始まります。少子化対策の抜本的強化に当たり、全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい連帯の仕組みとして、医療保険の保険税と併せて子ども・子育て支援金を拠出する制度であります。これにより、各医療保険者は子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うこととなったため、新たに国保税の子ども・子育て支援納付金分として被保険者から徴収する必要が生じるものであり、それらに係ります賦課分について、新たに追加しているところであります。保険税率については、所得割0.3％、被保険

者均等割額を1,200円、18歳以上被保険者均等割額を100円、平等割額を800円としており、課税限度額は３万円となります。

なお、この子ども・子育て支援制度創設に伴う税率等高校税条例の改正については、本日開催予定の全員協議会で、税務課から説明させていただく予定となっております地方税法の改正法が令和８年３月末に交付見込みのため専決処分を予定しており、８年度当初予算については４月からの条例施行を踏まえた内容としているところでございます。

続きまして、退職者被保険者等国民健康保険税については、退職者医療制度廃止に伴い科目を削除しております。なお、退職者医療制度廃止に伴い、以降の関係する歳入、歳出科目についても同様に科目を削除しております。

２款１項１目督促手数料は科目設定でございます。

３款１項１目国庫補助金１節社会保障税番号制度システム整備等補助費は科目設定。

２節は子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

131ページをお願いいたします。

４款１項１目保険給付費等交付金１節普通交付金は保険給付費見込みにより増額しております。

２節特別交付金は、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金として、交付税実績に応じた県試算によるものでございます。

５款１項１目利子及び配当金は国保財政調整基金利子でございます。

６款１項１目一般会計繰入金１節保険基盤安定繰入金から５節財政安定化支援事業費繰入金までは、それぞれ法定ルールでの繰入金でございます。

２項１目財政調整基金繰入金から132ページ、８款２項雑入までは全て科目設定でございます。

133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目一般管理費は、国民健康保険特別会計運営に要する事務経費でございます。

10節は事務用消耗品代、資格確認証等の印刷代、11節は、資格確認証更新や支給決定通知等の郵送料及び高額療養費に係ります交付金口座振替振込手数料でございます。12節は、保険者事務共同電算処理情報集約システム運用、資格確認証年次更新業務、実績報告調整交付金システム保守業務等の委託料でございます。

２目18節は県国保連合会への負担金でございます。

２項１目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

10節は事務用消耗品代、納税通知書等印刷代、11節は納税通知書等郵送代、コンビニ収納、口座振替等手数料でございます。

134ページをお願いいたします。

12節は、納税通知書等印刷、発送業務、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修の委託料でございます。

３項１目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

１節及び８節は、運営協議会委員報酬及び委員費用弁償でございます。10節は、参考図書代、会議時お茶代等でございます。11節は、会議案内等郵送料金でございます。

２款１項１目一般被保険者療養給付費及び２目療養費の18節はそれぞれ医療費の保険者負担分で、国保連合会等への負担金でございます。

１目一般被保険者療養給付費は、これまでの給付費推計により算定し給付費増を見込んでおります。

３目審査手数料は国保連合会への医療費の審査業務委託料でございます。

135ページをお願いいたします。

２款２項１目一般被保険者高額療養費及び２目高額介護合算療養費の18節は、それぞれ自己負担限度額を超える分について公費負担をするものでございます。

３項移送費は、病院間の緊急的な移送に係る経費でございます。

４項１目は出産育児一時金で被保険者へ支給するものでございます。

136ページをお願いいたします。

２目12節は医療機関への直接支払い制度による国保連合会への委託料でございます。

５項葬祭費は葬祭費用であり、１件５万円の支給でございます。

６項傷病手当金は科目設定でございます。

３款１項医療給付費分から、137ページ、４項子ども・子育て支援納付金までは県への納付金となり、４項については子ども・子育て支援制度創設に伴い新たに措置するものでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課長大友　徹君。

健康推進課長　（大友　徹君）

続きまして、４款１項１目保健衛生普及費でございます。保健衛生普及費は、医療費適正化に係る後発医薬品の利用啓発、医療費通知、第三者行為求償事業、特定保健指導や特定健診受診者の重症化予防、生活習慣病予防、改善のための保健事業に係る経費が主なものとなります。

１節及び８節は、特定健診受診者の重症化や、糖尿病性腎症の発症予防のための指導に従事します看護師、保健師等の会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は、特定健診受診者の重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防事業の啓発資料やパンフレットの購入費、印刷製本費は後発医薬品希望シール、医療費通知等通知用封筒の印刷に要します経費でございます。11節は、医療費通知、健診結果に基づく受診勧奨などの郵便料、糖尿病性腎症重症化予防での医師からの指示書作成に係る手数料でございます。12節は、医療費及び後発医薬品利用差額通知等の作成業務、第三者行為求償事業、特定保健指導、健診会場での野菜摂取量測定と継続受診を勧奨します特定健診継続受診対策事業、糖尿病予防改善のための教室開催に係る業務委託費でございます。

142ページをお願いいたします。

13節は、保健事業分析ツール等の更新に要する費用でございます。

説明書138ページをお願いします。

続きまして、２項１目特定健康診査等事業費でございます。40歳から74歳の方を対象に実施します特定健診に要する経費でございます。

10節は、事務費のほか、特定健診の受診票発送用封筒などの印刷費。11節は特定健診受診票、健診結果の郵送料、特定健診受診券発行に係る宮城県医師会への手数料でございます。12節は、特定健診業務、国保連合会と連携して行います特定健診受診率向上支援業務、特定健診のデータ管理業務等の委託費でございます。

４款は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、５款１項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするもの。

６款１項１目から３目までの22節は、国保税の還付金及び還付加算金等でございます。

139ページをお願いいたします。

７款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、146ページをお願いいたします。

議案第23号でございます。

令和８年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5,845万3,000円と定めるものでございます。

２項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ以降の第１表歳入歳出予算によるものでございます。

第２条は一時借入金でございます。地方自治法第235号の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

151ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項１目第１号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料と滞納繰越分の見込額を計上したものでございます。

２款１項１目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

３款１項１目介護保険給付費につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

同じく、２項１目調整交付金につきましては、介護給付費の国の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

２目から４目につきましては、地域支援事業、保険者機能強化推進事業、保険者努力支援事業に係ります国庫交付金でございます。

152ページをお願いいたします。

４款１項１目介護給付負担金、２目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でござい

ます。

５款１項１目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度県負担金を見込んだものでございます。

２項財政安定化基金支出金の１目交付金、２目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

同じく、３項１目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係ります介護予防日常生活支援総合事業、包括的支援事業に係る県交付金でございます。

次に、６款１項１目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子の見込額でございます。

７款１項１目一般会計繰入金につきましては、１節は介護給付費の町の法定負担分。２節から３節につきましては職員給与費及び事務費。

153ページをお願いいたします。

４節は地域支援事業及び５節は、低所得者保険料軽減繰入金を町負担分として一般会計から繰入れをするものでございます。

同じく、２項１目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によります繰入金でございます。

８款１項１目繰越金につきましては前年度からの繰越金。

９款諸収入でございます。

１項１目から３項３目につきましては科目の設定でございます。

154ページをお願いいたします。

同じく、４目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金の収入でございます。

155ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

１款１項１目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員３名及びフルタイム会計年度任用職員２名の人件費、事務費、運営費等でございます。

10節は事務用品及びコピー等の消耗品費、被保険者証、限度額認定証、介護業務用封筒の印刷代でございます。

11節は被保険者証の郵便代、介護給付費通知作成処理等に係ります手数料でございます。12節は、介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守料、令和９年４月制度改正対応システム改修業務等に要する委託費用でございます。18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への保険者回線高速化セキュリティーソフト更新費への負担金でございます。24節は、介護保険財政調

整基金への積立金でございます。

156ページをお願いいたします。

同じく、２項１目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。10節は、事務用品等に要します費用でございます。11節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書発送の郵便代、口座振替、コンビニ収納に要します手数料でございます。12節は、介護保険料の通知書印刷、発送業務の委託料でございます。

同じく、３項１目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。

７節は、認定調査に係ります調査員の報償金でございます。８節は、認定調査員の調査業務に係ります旅費でございます。10節は、コピー代等の事務用品、公用車２台分の燃料費、主治医意見書用紙の印刷代、公用車の車検整備及び定期点検に要します費用でございます。11節は、認定調査結果等の郵便代のほか、主治医意見書作成に要します手数料、公用車の自動車損害保険料でございます。12節は、県外施設入所分の要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等での認定調査業務及び介護保険関係の研修会参加時の駐車場使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

同じく、４項１目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。

１節及び８節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員15名の報酬及び費用弁償でございます。

157ページをお願いいたします。

10節は、委員会時のお茶代でございます。12節は、令和７年度から８年度の２か年事業となりますが、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務に要します委託料でございます。

続きまして、２款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。

１項１目居宅介護サービス給付等費の18節は、要介護者の訪問介護、通所介護などの居宅での介護サービスに要します給付費でございます。

２目施設介護サービス給付等費の18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等の施設介護サービスに要します給付費でございます。

３目居宅介護サービス計画等費の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

４目地域密着型介護サービス給付費の18節は、地域密着型介護サービスといたしまして、グループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

同じく、２項１目高額介護サービス等費は、介護サービス利用料の１か月の支払いが、一定以上の自己負担額上限額を超えた部分を支給するために要します費用でございます。11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵便代及び高額介護サービス費の国保連への支給処理手数料でございます。18節は、高額介護サービスに要します給付費でございます。

158ページをお願いいたします。

同じく、２目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護と医療の１年間の利用料が、一定の自己負担額上限額を超えた場合、その超えた部分の介護保険分を支給することに要します経費でございます。

同じく、３項１目介護予防サービス給付等費及び２目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要支援１、２の方の介護予防サービス等に係ります給付費でございます。

同じく、４項１目特定入所者介護サービス等費の18節は、介護保険施設入所に係ります低所得者の居住費、食費の負担を軽減するために給付する介護サービス等費でございます。

同じく、５項１目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料といたしまして、宮城県国保連合会への手数料でございます。

３款１項１目第１号被保険者還付加算金でございます。

159ページをお願いいたします。

22節は第１号被保険者への還付加算金でございます。

４款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護状態にならないための介護予防、生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

１項１目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、訪問型、通所型介護サービス事業に要します費用でございます。

同じく、２目介護予防ケアマネージメント事業費の18節は、介護予防ケアマネージメント事業に係ります負担金でございます。

同じく、２項１目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及啓発及び介護予防の地域活動を支援するために要します費用でございます。

７節は、活き生きサロン等の介護予防に係ります出前講座の講師及び活き生きサロンボランティア研修会開催時の講師謝礼でございます。10節は、介護予防パンフレット等の事務用品代でございます。

同じく、３項１目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう訪問相談、実態把握を行いまして、適切なサービスにつなげられるよう支援するために要します費用でございます。

７節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

同じく、２目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利擁護のために必要な支援を行うための費用でございます。

160ページをお願いいいたします。

７節は、町の虐待ケースに助言をいただくための高齢者虐待対応実務者会議時の弁護士等への謝礼及び権利擁護研修会開催時の講師謝礼等に要します費用でございます。10節は、パンフレット、参考図書代の消耗品費、高齢者虐待対応実務者会議時のお茶代でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

同じく、３目包括的、継続的ケアマネージメント支援事業費は、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域の関係機関との連携によりまして、包括的、継続的なケアマネージメントを実践するための経費でございます。

10節は、コピー等の事務用品、消耗品でございます。12節は、令和２年度から事務を委託いたしました地域包括支援センター運営業務委託に要します費用でございます。13節は、高齢者相談対応支援システムに要します費用でございます。

同じく、４目生活支援体制整備事業費は、高齢者の身近な地域住民が中心となりまして、社会福祉協議会や、ボランティア等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要する費用でございます。

10節は、生活支援体制整備事業の地区住民研修、事務用品等の消耗品及び地区意見交換会開催時のお茶代でございます。11節は、事業案内に係ります郵便代でございます。12節は、町社会福祉協議会への生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター業務の委託料でございまして、かねてからご意見等がございましたので、令和８年度から人員体制を１名体制から２名体制に見直しをさせていただいたものでございます。

同じく、５目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症の人やその家族に係ります支援体制の構築と、認知症サポーターのフォローアップや、映画上映会等に要します費用でございます。

７節は、地域ケア推進会議及び認知症サポーターフォローアップ研修の際の講師謝礼でございます。

161ページをお願いいたします。

８節は、認知症初期支援チーム委員研修に要します旅費でございます。10節は映画上映会チラシ用の紙代、事務用品代、認知症ケアパス高齢者の生活お役立ちガイドの印刷代でございます。11節は、認知症サポーターフォローアップ研修会案内通知に係ります郵便代。13節は、映画上映に係りますメディア利用料でございます。

同じく、４項１目任意事業費につきましては、配食サービス及び安心コールサービスなどの地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

７節は、安心コールセンター協力員への謝礼でございます。10節は、認知症サポーター養成講座に係ります教材、それからオレンジリング代。令和７年度からの新規事業の小学生のキッズサポーター養成の福祉教育に係ります副読本購入等に要する費用でございます。11節は、成年後見制度の利用支援等に係る郵便代及び医師の診断書、鑑定費用、裁判所への申立て時の印紙の手数料、コールセンター、協力員、ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務等の委託料でございます。13節は、安心コール機器の借上料でございます。19節は、成年後見制度利用支援といたしまして、成年後見人を利用している方へ補助する費用でございます。

同じく、５項１目支払い審査手数料の11節につきましては、総合事業のうち、事業者サービス審査手数料といたしまして、県国保連合会に支払います手数料でございます。

５款１項１目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

それでは説明書の170ページをお願いいたします。

議案第24号令和８年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第１条第１項につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,211万3,000円と定めるものでございます。

第２項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、174ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目財産貸付収入は土地貸付けに係る収入であります。

２目利子及び配当金は基金の利子を見込むものでございます。

２項１目不動産売払収入は科目設定での計上です。

２款１項１目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

３款１項１目繰越金から４款２項１目雑入までは科目設定であります。

175ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

１款１項１目管理会費。

１節は管理委員の報酬、７節は管理委員推薦委員会開催に伴います報償金、８節は管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費、９節は会長交際費でございます。

２款１項１目一般管理費は、一般の事務管理費でありまして、10節は事務用品代ほか会議時のお茶代、予算書及び決算書の印刷代及び電気料です。11節は、会議開催通知用の切手代。12節は用務員業務を委託するものでございます。

２目財産管理費は、直営部分の管理経費を計上しております。12節は、山林巡視業務及び作業道刈り払い業務、18節は林業関係団体への負担金であります。

３目諸費18節は、３つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

27節は事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。

176ページをお願いいたします。

３款予備費につきましては、前年度比５万円増額の10万円を計上するものでございます。

宮床財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、178ページをお願いいたします。

議案第25号令和８年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第１条第１項につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ148万6,000円と定めるものでございます。

第２項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算によるもの

でございます。

それでは、182ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目財産貸付収入につきましては、土地貸付けに係る収入でございます。

２目利子及び配当金は科目設定の計上です。

２項１目不動産売払収入につきましても、それぞれ科目設定の計上です。

２款１項１目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整です。

３款１項１目繰越金から４款２項１目雑入までは科目設定であります。なお、造林、森林研究整備機構支出金につきましては、令和８年度からは、吉田財産区、森林研究整備機構、吉田愛林公益会の３者契約締結によりまして、分収造林管理について森林研究整備機構と吉田愛林公益会での直接発注となり、財産区を経由しないこととなりましたので廃目となっております。

183ページをお願いします。

歳出でございます。

１款１項１目管理会費。

１節は管理委員の報酬。７節は管理委員推薦委員会開催に伴います報償金。８節は管理員の費用弁償。研修旅費及び随行員の普通旅費。９節は会長交際費でございます。

２款１項１目一般管理費は、一般の事務管理経費であります。10節は、事務用品代、会議時のお茶代のほか、予算書、決算書の印刷代等の計上であります。11節は、会議開催通知用の切手代でございます。２目財産管理費は、直営林の整備等の費用について計上いたしております。11節は森林災害保険料。12節は除草業務。18節は林業関係団体への負担金でございます。

３目諸費18節は、３つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金。27節は各種団体への助成としまして一般会計に繰り出すものでございます。

184ページをお願いいたします。

森林研究整備機構分収林管理費につきましては、歳入でご説明いたしましたが、森林研究整備機構と吉田愛林公益会での直接発注となるため廃目となっております。

３款予備費につきましては、前年度と同額を措置しております。

吉田財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、186ページをお願いいたします。

議案第26号令和８年度大和町財産区特別会計予算であります。

第１条第１項につきましては、歳入歳出の予算の総額でございまして、歳入歳出そ

れぞれ542万4,000円と定めるものでございます。

第２項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第１表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、190ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目財産貸付収入は土地貸付けに係る収入であります。

２目利子及び配当金は基金の利子を見込むものでございます。

２款１項１目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

３款１項１目繰越金から４款２項１目雑入までは、科目設定であります。

191ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目管理会費。

１節は管理委員の報酬。７節は管理委員推薦委員会開催に伴います報償金、８節は管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費です。９節は会長交際費でございます。

２款１項１目一般管理費は一般の事務管理費であります。10節は、事務用品代、会議時のお茶代ほか、予算書、決算書の印刷代等の計上でございます。11節は、会議開催通知用の切手代であります。

２目財産管理費12節は土地境界の刈り払い業務であります。

３目諸費18節は、３つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。27節は、事務費及び各種団体への助成等に要する費用として一般会計に繰り出すものでございます。

３款予備費につきましては、前年度比５万円増額の10万円を計上するものでございます。

落合財産区特別会計予算は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、194ページをお開き願います。

議案第27号令和８年度大和町奨学事業特別会計予算であります。

第１条第１項歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ694万7,000円と定めるものであります。

第２項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算によるものであります。

それでは、197ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

１款財産収入は基金利子の見込みでの計上です。

２款寄附金は科目設定です。

３款繰入金は歳出見合いによる奨学事業基金からの繰入金です。

４款繰越金は見込額での計上です。

５款１項町預金利子は科目の設定です。

２項貸付金元利収入は、現年度分、過年度分合わせまして、奨学金の被貸与者33名からの償還金を計上いたしております。

198ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目事業費の20節は、高校生新規３名、大学生新規10名、継続者７名の20名に対します奨学金貸付金の計上です。

２目事務費の１節及び８節は奨学事業審議会委員６名の報酬と費用弁償です。10節は予算書、決算書の印刷製本代です。11節は納付書送付等の郵便料金です。24節は、奨学事業基金への積立金の科目設定でございます。

奨学事業特別会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、説明書200ページをお願いいたします。

議案第28号令和８年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和８年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算でございます。第１項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億5,450万5,000円と定め、第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと

の金額は、第１表によるものでございます。

204ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料でございます。

１目特別徴収保険料は年金天引き分、２目普通徴収保険料は納付書による収納分でございます。なお、前年対比増分については、料率改定及び子ども・子育て支援納付金分の追加によるものでございます。

２款１項１目督促手数料は科目設定でございます。

３款１項１目国庫補助金は、子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

４款１項１目は人件費、事務費の繰入金。

２目は保険基盤安定繰入金でございます。

５款１項１目繰越金及び６款１項１目延滞金は科目設定でございます。

２項は保険料還付金及び還付加算金でございます。

３項雑入は科目設定でございます。

206ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

１節及び８節は、資格確認書発送事務補助のパートタイム会計年度任用職員報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用消耗品代、予算書、決算書の印刷代でございます。11節は、資格確認証発送の郵送代でございます。

２項徴収費は、保険料徴収に要する経費でございます。

10節は事務用消耗品代、11節は通知書郵送料、口座振替、コンビニ納付に係る手数料でございます。12節は、保険料通知書等印刷発送業務、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修の委託料でございます。

207ページをお願いいたします。

２款１項１目は、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

３款１項は保険料還付金及び還付加算金でございます。

４款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

続きまして、214ページをお願いいたします。

議案第29号令和８年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

令和８年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億9,215万9,000円と定め、第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算によるものでございます。

第２条は地方債でございます。

地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債によるものでございます。

217ページをお願いいたします。

第２表地方債でございまして、起債の目的ごとの限度額でございまして、公共事業等債は２億1,550万円、地域開発事業債は６億6,660万円、合計で８億8,210万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

219ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項１目保留地処分金は科目設定でございます。

２項１目土地区画整理事業負担金１節は、土地区画整理事業に係ります公共施設管理者からの負担金でございます。

２款１項１目土地区画整理費国庫補助金１節は、社会資本整備総合交付金でございます。

３款１項１目一般会計繰入金１節は人件費等に係ります一般会計からの繰入金でございます。

４款１項１目は繰越金。

５款１項１目預金利子及び２項１目雑入は科目設定でございます。

220ページをお願いいたします。

６款１項１目土地区画整理事業債の１節及び２節は、本年度の予定額を計上してございます。

続きまして、221ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款１項１目総務管理費の２節、３節、４節は、職員２名分の人件費を、２項１目土地区画整理事業費の１節及び８節は、大和町吉岡西部土地区画整理審議会委員の報酬及び旅費を、10節は事務用消耗品費用のほか、審議会開催時等のお茶代、資料印刷代です。11節は郵便代。12節は、令和８年度分の大和町吉岡西部土地区画整理事業調査設計等業務に要します費用でございます。14節は、令和８年度大和町吉岡西部土地区画整理事業の造成工事に要します費用でございます。18節は区画整理事業により宅地造成されました面積相当分に対しまして、町の給水を受けるための水資源開発負担金に要します費用でございまして、当区画整理事業の宅地面積が20万平方メートルを超える広大な面積でありますことから、その負担を猶予をいただいておりましたが、造成工事の進捗状況に合わせまして、その費用を３か年に分けて負担するもので、今年度が１年目となるものでございます。21節は、事業地内電柱移設、水田の休耕補償のほか、区域内移転者の移転補償に要します費用でございます。

222ページをお願いいたします。

２款１項１目元金22節は予算科目設定、２目利子22節は利子償還予定でございます。

３款１項１目は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。再開は午前11時５分といたします。

午前１０時５２分　　休　憩

午前１１時　４分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長亀谷　裕君。

上下水道課長　（亀谷　裕君）

続きまして、予算に関する説明書229ページをお願いいたします。

議案第30号令和８年度大和町下水道事業会計予算についてであります。

第１条は総則でございます。

令和８年度大和町下水道事業会計の予算は、次の定めるところによるものでございます。

第２条業務の予定量は次のとおりとするもので、（１）接続戸数は１万2,007戸、（２）年間総配水量は、361万8,026立米、（３）１日平均配水量は9,912立米、（４）主な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡幅工事は１億793万1,000円としてございます。

第３条は収益的収入及び支出で、その予算額は次のとおり定めるものでございます。

収入の１款下水道事業収益１項営業収益、２項営業外収益は、それぞれ記載の額でございまして、合計で９億4,501万円。

支出の１款下水道事業費用１項営業費用、２項営業外費用、３項特別損失は、それぞれ記載の額でございまして、合計では９億2,933万6,000円としているものでございます。

230ページをお願いいたします。

第４条資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

収入は、１款資本的収入１項企業債から４項負担金等までで、それぞれ記載の額でございまして、合計２億3,450万2,000円。

支出は１款資本的支出１項建設改良費、２項企業債償還金は、それぞれ記載の額で合計４億3,861万8,000円としてございます。

なお、４条の括弧書きといたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足となります額２億411万6,000円は、過年度損益勘定留保資金で補塡するものでございます。

第５条は債務負担行為であります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございます。事項といたしましては、水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償で、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、231ページをお願いいたします。

第６条企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第７条は一時借入金でございます。

一時借入金の限度額は３億円と定めるものであります。

第８条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございまして、（１）営業費用、（２）営業外費用とするものであります。

第９条は議会の議決を経なければ流用することができない経費で（１）職員給料費3,916万7,000円であります。

第10条は他会計からの補助金で、下水道事業会計のため一般会計からこの会計補助を受ける金額でございまして、３億2,596万2,000円とするものでございます。

続きまして、予算に関する説明書となります。223ページから235ページにつきましては、収益的収支及び資本的収支の実施計画となります。

236ページから239ページにつきましては、職員の給与費明細などとなってございまして、240ページから241ページにつきましては、債務負担行為で、本年度提出分及び過年度議決分でございます。

続きまして242ページをお願いいたします。

令和８年度大和町下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。令和８年４月１日から令和９年３月31日までの現金の動きを記載しているものでございます。記載の数字は円単位としてございますが、読み上げは1,000円単位でご説明を申し上げます。

１、営業活動によるキャッシュフローにつきましては、業務実施による資金の収支や投資、財政活動以外の収支でございまして、合計で３億3,025万6,000円でございます。

２、投資活動によるキャッシュフローは、業務活動の基礎となる工事請負費等のほか、補助金等の収支で、合計1,828万3,000円。

３、財政活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや企業債の償還による収支で、合計マイナス２億1,258万5,000円であります。

３つの活動によりますキャッシュフロー合計では、１億3,595万4,000円の増額となり、資本期首残高と合わせました資本期末残高といたしましては、６億2,051万6,000円となるものであります。

続きまして243ページをお願いいたします。

令和８年度大和町下水道事業予定貸借対照表であります。記載の数字は円単位としてもございますが、読み上げは1,000円単位で説明を申し上げます。

主なものでございますが、資産の部１、固定資産（１）有形固定資産、イの土地及びロの建物は宮床クリーンセンターに係るもの。ハの構造物は、管路等施設。ニの機

械及び装置は、マンホールポンプ場などでございまして、有形固定資産といたしましては87億8,132万4,000円であります。（２）無形固定資産、イの施設利用権は吉田川流域下水道処理場利用権で11億5,220万7,000円。有形無形の合計といたしましては、99億3,353万1,000円となってございます。その下段は、２、流動資産となります。（１）現金預金、（２）未収金及び（３）前払金の合計で、６億7,144万5,000円。固定資産、流動資産の合計では、106億497万7,000円となるものであります。

続きまして、244ページをお願いいたします。

負債の部となります。３は固定負債であります。（１）企業債の建設改良費の企業債では、24億8,957万3,000円。ロのその他の企業債を加えました企業債合計では、25億7,326万8,000円となります。

４、流動負債は、（１）企業債から（３）引当金までの合計で３億3,679万1,000円。

５の繰延収益は、（１）長期前受金、（２）収益化累計額の合計で、44億1,482万9,000円であります。負債合計といたしましては73億2,488万8,000円となるものでございます。

245ページをお願いいたします。

資本の部となります。６資本金は31億3,016万6,000円であり、７剰余金は（１）資本剰余金、（２）利益剰余金で１億4,992万2,000円。資本金、剰余金を合わせました資本合計では、32億8,008万8,000円となります。

244ページの負債と資本の合計額では106億497万7,000円となりまして、243ページの資産合計額と同額となるものであります。

次に、246ページをお願いいたします。

令和７年度大和町下水道事業予定貸借対照表についてであります。令和７年度決算見込額による期末予定額となります。読み上げは1,000円単位でご説明を申し上げます。

主なものでございますが、資産の部１、固定資産の有形及び無形固定資産を合わせました合計額は、102億7,858万7,000円。２、流動資産は、現金預金、未収金、前払い金の合計額で、５億7,492万1,000円となり、固定、流動を合わせました資産合計では、108億5,350万8,000円となるものであります。

247ページをお願いいたします。

負債の部でございます。

３、固定負債の企業債は、建設改良等財源の企業債とその他の企業債の合計額で、27億5,716万4,000円。４、流動負債は、企業債、未払金、引当金の合計額で３億

6,081万3,000円。５、繰延収益は、長期前受金、収益化累計額の合計で44億6,153万4,000円となり、それらの合計額75億7,951万2,000円が負債合計となるものでございます。

248ページをお願いいたします。

資本の部となります。

６、資本金は固有繰入資本金の自己資本金で31億3,016万6,000円。７、剰余金は資本剰余金、利益剰余金の合計で、１億4,383万円。それらの資本合計では、32億7,399万6,000円となります。

247ページの負債と資本額の合計では、108億5,350万8,000円であり、246ページの資産合計と同額となるものであります。

続きまして249ページをお願いいたします。

令和７年度大和町下水道事業予定損益計算書についてであります。

１、営業収益と２、営業使用についての収支といたしましては営業損失となり、３億9,421万6,000円となるもの。３、営業外収益と４、営業外費用についての収支は、３億8,628万1,000円の利益となり、営業分と営業外分を加えました793万5,000円が令和７年度の純損失となるもので、当年度末処理欠損金と予定しているものでございます。

250ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記といたしましては、１、固定資産の減価償却の方法、２、引当金の計上方法、３、その他会計に関する書類のための基本となる事項について、記載のとおりとしてございます。

251ページは、４、セグメント情報に関する事項でございまして、（１）報告セグメントの概要では、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の３事業の内容について記載してございます。（２）報告セグメントごとの収益等は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までの収支予定を、項目ごとに記載してございます。

次に、252ページをお願いいたします。

令和８年度大和町下水道事業会計予算実施計画内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入となります。

１款下水道事業収益１項営業収益１目使用料は、下水道の使用料。２目その他営業収益の手数料は、指定工事店、責任技術者の更新登録手数料など、事業負担金は、小鶴沢循環線等の維持管理費用の一部を、宮城県環境事業公社から負担いただく負担金でございます。２項営業外収益１目受取利息及び配当金、預金利息は預金利子。

２目他会計補助金、一般会計補助金は、下水道３事業に係る繰入金。

３目長期前受金戻入は、前年度分補助事業の減価償却見合い分の収益化を図るものであります。

４目雑収益その他の雑収益は、宮城県建設センターなどからの上下水道フェアに係る助成金のほか、申請紙代等となります。

253ページをお願いいたします。

支出でとなります。

１款下水道事業費用１項営業費用１目環境費は、公共下水道事業の汚水、雨水に係る費用でございまして、主なものにつきまして説明を申し上げます。

修繕費は、マンホールポンプや汚水管渠等修繕に要する費用。手数料は、水道事業が支払う下水道使用料取扱いに要する手数料などの費用。委託料は、管路に係る清掃や接続点等の水質調査のほか、消費税申告や上下水道フェア等に要する費用、賃借料は、積算システム利用料のほか、マンホールポンプ制御盤用地の借上料、材料費はマンホール等の補修材料等費などでございます。負担金は、日本下水道協会の会費のほか、仙台市や大衡村へ支払う宮城大学及び糸繰マンホールポンプ場維持管理に要する負担金。動力費は、マンホールポンプ場動力電気料でございます。

254ページをお願いいたします。

２目処理施設等費でございます。農業集落排水事業分の費用でございまして、修繕費は、マンホール周辺の舗装修繕や、処理場機械等修繕に要する費用。委託料は、処理場の汚泥処理、清掃等の維持管理費。動力費は、処理場等の動力電気料でございます。

その下段、３目浄化槽費は合併処理浄化槽分の費用となります。修繕費は、浄化槽本体やブロアーなどの修繕に要する費用。

255ページをお願いします。

手数料は、水道事業へ支払う下水道使用料取扱いに要する手数料のほか、浄化槽の法定検査に要する費用であります。

委託料は、浄化槽保守や清掃等に要する費用。負担金は、宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会の負担金となります。

４目総係費は、貸倒引当金繰入額。

５目流域下水道維持管理負担金は、吉田川流域下水道維持管理に係る負担金。

６目減価償却費は有形無形固定資産の当年度の償却費でございます。

２項営業外費用１目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利子。

３目特別損失は、消費税や貸倒引当金などであります。

続きまして、256ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入となります。

１款資本的収入１項企業債１目企業債の建設事業債は、公共下水道、マンホールポンプ施設に係るもの。資本費平準化債は公共下水道に係るもの。その他企業債は、流域下水道負担金に要するものでございます。

２項他会計補助金は、一般会計からの繰入金で、公共下水道の流域下水道建設負担金企業債対象分及び普及特別対策経費元金相当分などでございます。

３項国庫補助金は、合併処理浄化槽整備に係るもの。

４項負担金等１目受益者負担金は、公共下水道事業の受益者負担金及び区域外流入区域に係る分担金。

２目受益者分担金等は、農業集落排水事業分担金及び合併処理浄化槽分担金でございます。

257ページをお願いいたします。

支出となります。

１款資本的支出１項建設改良費１目環境施設の工事請負費は、マンホールポンプ施設監視装置更新工事費用。

２目浄化槽費１節の工事請負費は、年６基予定の浄化槽整備費用、負担金は吉岡土保田区の下水道区域内での浄化槽設置における補助金。

３目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金。

２項企業債償還金は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業に係る企業償還金であります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関する説明書258ページをお願いいたします。

議案第31号令和８年度大和町水道事業会計予算についてであります。

第１条は総則でございます。

令和８年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第２条業務の予定量は次のとおりとするものでございまして（１）給水戸数は１万2,311戸。（２）年間総給水量は306万立米。（３）１日平均給水量は8,384立米としてございます。

第３条は収益的収入及び支出で、その予算額は次のとおり定めるものでございます。

収入の１款水道事業収益１項営業収益、２項営業外収益は、それぞれ記載の額でありまして、合計10億4,579万6,000円。

支出の１款水道事業費用１項営業費用、２項営業外費用、３項特別損失はそれぞれ記載の額でありまして、合計では10億2,235万9,000円としているものでございます。

259ページをお願いいたします。

第４条資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

収入の１款資本的収入１項企業債から３項補助金までは、それぞれ記載の額で合計３億6,361万1,000円。

支出は１款資本的支出１項建設改良費から３項国庫補助金返還金までは、それぞれ記載の額でございまして、合計５億8,920万3,000円としてございます。

なお、４条の括弧書きとしまして資本的収入額が資本的支出額に対し不足となります額２億2,559万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第５条企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

260ページをお願いいたします。

第６条は一時借入金であります。一時借入れの限度額は１億円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（１）営業費用、（２）営業外費用とするものであります。

第８条は議会の議決を経なければ流用することができない経費でございまして、（１）職員給与費4,321万6,000円であります。

第９条他会計からの補助金は、営業助成のため一般会計から水道事業会計補助を受ける金額でございまして7,732万5,000円とするものであります。

第10条棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。

続きまして、予算に関する説明書となります。

261ページから264ページは、収益的収支及び資本的収支の実施計画となってございます。

265ページから270ページは職員の給与明細などとなってございます。

271ページは債務負担行為で過年度議決分でございます。

続きまして、272ページをお願いいたします。

令和８年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

令和８年４月１日から令和９年３月31日までの現金の動きを記載したものでございまして、記載の数字は円単位としございますが、読み上げは1,000円単位でご説明を申し上げます。

１、営業活動によるキャッシュフローにつきましては、営業実施による資金の収支や投資財務活動以外の収支でございまして、合計２億418万4,000円。

２、投資活動によるキャッシュフローにつきましては、営業活動の基礎となる工事請負費等のほか、補助金等の収支でございまして合計マイナス４億6,221万7,000円。

３、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや企業債の償還による収支で、合計２億8,379万9,000円。３つの活動によるキャッシュフロー合計では2,576万6,000円の増加額となり、資本期首残高と合わせた資本資金期末残高としましては５億4,634万2,000円となるものでございます。

続きまして、273ページをお願いいたします。

令和８年度大和町水道事業予定貸借対照表であります。記載の数字は円単位でございます。読み上げは1,000円単位でご説明申し上げます。

主なものでございますが、資産の部１、固定資産の（１）有形固定資産は、配水管や機械設備など、（２）無形固定資産はダム使用権など、（３）投資その他資産は有価証券であり、それらの合計では72億8,730万2,000円となってございます。

その下段、２、流動資産は、（１）現金預金から（４）その他の流動資産で、合計では６億7,013万4,000円となっております。固定、流動資産の合計といたしましては79億5,743万6,000円となるものでございます。

続きまして、274ページをお願いいたします。

負債の部となります。３、固定負債となります。（１）企業債イの建設改良の企業債では、16億630万8,000円。４、流動負債は、（１）企業債から（４）その他の流動負債の合計で、２億1,495万8,000円。５、繰延収益は、（１）長期前受金、（２）収益化累計額の合計で、20億408万9,000円でございまして、負債合計では38億2,535万6,000円となるものでございます。

275ページをお願いいたします。

資本の部といたしまして６、資本金は33億7,587万円。

７の剰余金は、（１）資本剰余金、（２）利益剰余金で７億5,620万9,000円。資本金と剰余金を合わせました資本といたしましては、41億3,208万円となります。274ページの負債と資本を合わせました合計額は、79億5,743万6,000円となりまして、723

ページの資産合計額と同額となるものでございます。

続きまして、276ページをお願いいたします。

令和７年度大和町水道事業予定貸借対照表についてでございます。令和７年度の決算見込額による期末予定額となるものでございます。読み上げは1,000円単位でご説明申し上げます。

初めに、資産の部１、固定資産の有形、無形固定資産及び投資その他の資産を合わせました合計額は70億4,687万8,000円。２、流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品、その他の流動資産の合計で、６億3,821万3,000円となり、固定、流動を合わせました資産合計では、76億8,509万1,000円となるものでございます。

277ページをお願いいたします。

負債の部となります。

３、固定負債の企業債は、建設改良費等財源の企業債で、13億3,011万1,000円。

４、流動負債は企業債、未払金、引当金、その他流動負債の合計で、１億8,580万8,000円。

５、繰延収益は長期前受金、収益化累計額の合計額で20億6,825万1,000円となり、それらの合計額35億8,417万1,000円が負債合計となるものでございます。

278ページをお願いいたします。

資本の部となります。

６、資本金は、固有、繰入資本金の自己資本金で、33億6,225万9,000円。

７、剰余金は、資本剰余金、利益剰余金の合計で、７億3,866万円。これらの資本合計では、41億92万円となります。277ページの負債と資本を合わせました合計では、76億8,509万1,000円となりまして、276ページの資産合計と同額となるものでございます。

279ページをお願いいたします。

令和７年度大和町水道事業予定損益計算書についてであります。

１、営業収益と２、営業費用についての収支としましては、１億7,069万6,000円の営業損失となるもの。３、営業外収益と４、営業外費用についての収支は、1,641万4,000円の利益となるもので、５、特別損失マイナス44万8,000円を加えました金額1,596万5,000円が令和７年度の純利益となるものと予定してございます。また、純利益に前年度繰越利益剰余金を加えました額2,591万7,000円が、当年度末処分利益剰余金として予定しているものでございます。

280ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記といたしましては、１、資産の評価基準及び評価方法、２、固定資産の減価償却の方法、３、引当金の計上方法、４、その他会計に関する書類のための基本となる事項については、記載のとおりとしてございます。

続きまして、281ページをお願いいたします。

令和８年度大和町水道事業会計予算実施計画内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益は、水道料金。

２目受託工事収益は、消火栓移設等工事に関する収益。

３目加入金は、給水に係る加入金。

４目その他営業収益は、コードカバーやカウンター等の材料収益や、審査、検査、回線にて係る手数料、下水道等使用料徴収受託等の雑収益でございます。

２項営業外収益１目他会計補助金は、受水費の政策的基本水量の見合い分に係るもののほか、旧簡易水道事業に要する補助金などでございます。

282ページをお願いいたします。

２目受取利息及び配当金は、預金利息及び配当金の予定額。

３目開発負担金は、土地または建物開発による負担金。

４目長期前受金戻入は、国庫補助金など減価償却見合い分を計上してございます。

５目雑収益は、第三者による給水管等の破損修繕費や放射能検査等による東京電力からの賠償金でございます。

次に、支出でございます。

主なものにつきまして説明申し上げます。

１款水道事業費１項営業費用１目浄配水費報酬は、窓口対応等のパートタイム会計年度任用職員の報酬。給料、手当等は職員人件費等でございます。

283ページをお願いいたします。

備消耗品は事務用品、参考図書などの購入代。印刷製本費は、検針票、納入通知書などの印刷代、通信運搬費は電話料金、テレメーターなどで使用している専用回線料金などでございます。委託料は、メーター検針、水質検査、水道メーター交換作業などに要する費用でございます。動力費は、宮床２号ポンプ場のほか８施設の動力電気料費。薬品費は、浄水に必要となります凝集剤や滅菌剤に要する費用。修繕費は、水道施設や配水管等の修繕のほか、水道メーター交換時に必要となります器具修繕などでございます。受水費は、大崎広域水道からの受水料金。

２目受託工事費の工事請負費は、消火栓移設等工事に要する費用。

３目総係費の報酬は、上下水道運営審議会に要します費用。旅費は上下水道運営審議委員の費用弁償及び普通旅費でございます。

284ページをお願いいたします。

備消耗品費、保険料は、小学生中高学年を対象として実施する予定の大和町水循環ツアーに要する費用。委託料は、水道事業調査の宿日直業務のほか、上水道普及啓発事業等に要する費用でございます。賃借料は、八志田橋添架施設使用料のほか、水循環ツアーで使用しますバスの借上料でございます。

４目減価償却費は、建物配水管等の構築物、機械装置等その他固定資産に係る令和８年度償却分でございます。５目は棚卸資産減耗費。６目は、コードカバーやカウンター等の材売原価を計上してございます。

２項営業外費用は、１目は企業債の利息。

285ページをお願いいたします。

２目雑支出は第三者による給排水管破損修繕に係る費用であります。

３項特別損失は、過年度損益修正損で不納欠損などでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

１款資本的収入１項企業債１目企業債は、送配水管移設関連工事の実施に伴う借入れ額。

２項出資金１目出資金は、旧簡易水道施設における起債元本に対する水道事業への一般会計からの出資金。

３項補償金１目移設補償金は、県道大衡仙台線改良工事に伴う宮城県からの補償金でございます。

286ページをお願いいたします。

支出となります。

１款資本的支出１項建設改良費１目配水管布設事業費、節の管工事費は、県道仙台大衡線拡幅工事に伴う配水管等の移設や、県道仙台三本木線道路改良工事に伴う配水管を布設するものとしてございます。調査設計費は、県道仙台三本木線配水管布設工事を実施するための実施設計等に要する費用。

２目水道施設更新事業は、難波金取南浄水場場内外構工事等に要する工事費及び調査設計費。

３目営業設備施設の量水器は水道メーター新設分の購入費、機械器具費は宮床２号配水地敷地に監視カメラ２か所分の設置に要する費用でございます。

２項企業債償還金は企業債への償還。

３項国庫補助金返還金は、令和６年度難波金取南浄水場更新工事の国庫補助金につきまして、令和６年度決算に伴い、消費税の確定申告によりその額が確定しましたことによる消費税及び地方消費税に係る控除税額に返還が生じたものでございまして、その相当額についてお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第22号から議案第31号までの説明を終了します。

日程第１２「予算特別委員会の設置について」

議　　長　（今野善行君）

日程第12、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第21号から議案第31号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第31号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任します。

委員長及び副委員長選任するため、暫時休憩します。

午前１１時４２分　　休　憩

午前１１時４２分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に今野信一議員、副委員長に佐々木久夫議員が選任されました。

ここで予算特別委員会が開催されますので、暫時休憩といたします。

午前１１時４２分　　休　憩

午前１１時４７分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

本会議を再開します。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日３月５日の午前10時です。

大変お疲れさまでございました。

午前１１時４７分　　延　　会